

### 疾病別の特別児童扶養手当認定診断書の様式一覧

※傷病名は例示です。

※下記の疾病であっても症状が別記の「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3」に該当しない場合は、特別児童扶養手当の対象となりません。ご注意ください。

※特別児童扶養手当認定診断書は川口市役所障害福祉課にご用意しています。

※特別児童扶養手当の申請方法など詳細は川口市役所障害福祉課にお問い合わせください。

障害	傷病名等	診断書様式
視覚障害	未熟児網膜症 ベーチェット病など	第1号 視覚障害用
聴力障害 平衡機能障害 そしゃく機能障害 音声言語機能障害	神経性難聴 唇顎口蓋列 慢性中耳炎 中枢性平衡失調など	第2号 聴力・平衡機能・そしゃく機能・音声言語機能障害用  ※聴力障害以外は必ず調査票の添付が必要です。
肢体不自由	脳性麻痺 筋ジストロフィー症 骨形成不全症 脳梗塞 脊髄性進行性筋萎縮症など	第3号 肢体不自由用
知的障害 精神障害	精神発達遅滞 統合失調症 てんかんなど	第4号 知的障害・精神障害用
呼吸器機能障害	肺結核 慢性呼吸不全 肺気腫 サルコイドーシスなど	第5号 呼吸器機能障害用  ※必ず調査票の添付が必要です。
心疾患	心室中隔欠損症 ファロー四徴症 肺動脈閉鎖症 大血管転位症など	第6号 循環器疾患の障害用  ※必ず調査票の添付が必要です。
腎疾患 肝疾患	慢性腎不全 慢性肝炎 先天性胆道閉鎖症 糖尿病など	第7号 腎、肝疾患、糖尿病の障害用  ※必ず調査票の添付が必要です。
血液・造血器疾患	再生不良性貧血 血友病 急性リンパ性白血病 膀胱腫瘍・直腸腫瘍など	第8号 血液・造血器、その他の障害用  ※必ず調査票の添付が必要です。